

防犯灯について

1. 防犯灯の新規設置について

- ① 防犯灯は、原則として東京電力柱又はNTT柱に共架する。
設置基準は、間隔が35メートル以上とする。また、設置対象箇所は、一般交通の用に供されている道路とし、専ら集合住宅及び寺社等特定施設の利用者の出入りに供されている私道等は、対象外とします。なお、道路形態などによっては、この限りではない。
- ② 民有地に設置されているNTT柱に設置する場合は、設置決定後に書面にて土地所有者の承諾を得ていただくこととなります。
- ③ やむを得ず電柱のない場所への設置を要望する場合で、民有地に独立柱を設置しなければならない場合、設置決定後に書面にて土地所有者の承諾を得ていただくこととなります。
- ④ 防犯灯新規要望提出期限 ⇒ 9月6日(金)
設置箇所の可否の決定 ⇒ 1月頃(予算及び既存防犯灯設置状況等を考慮し、決定します。)
設置工事予定 ⇒ 年度内設置予定

2. 防犯灯の管理区分及び修繕について

- ① 県道・幹線市道・主要通学路 ⇒ 市防犯組合管理
その他の市道 ⇒ 各自治会等管理(市が設置し、区・自治会等に管理を移管します。)
- ② 各自治会等で管理する防犯灯は、球切れ等の軽微な修繕については、管理区分に従い各自治会等の負担で修理していただきます。
なお、費用のかさむ防犯灯本体の交換等は、管理区分に関係なく市防犯組合で修理しますので、市役所 市民活動支援課 市民安全班まで連絡願います。

3. 防犯灯電気料金の補助について

- ① 各自治会等で管理している防犯灯の電気料金については、「防犯灯電気料補助金交付要綱」により年間電気料金支払額の80%を市防犯組合が補助します。
- ② 補助金の申請書類等は、1月下旬頃に送付します。
なお、補助金申請には、電気料金の支払を証明する領収書(4月～1月)等が必要になりますので保管願います。

問い合わせ先：白井市役所 市民活動支援課 市民安全班

TEL 047-492-1111 内線3616・3617

Fax 047-491-3510